

支所長指示第12号
平成30年7月17日

仙台拘置支所長 宮内良朗

再審請求打合せを目的とした面会について
標記について、下記のとおり実施するので、了知されたい。

記

1 対象とする面会

被収容者等（未決拘禁者を除く。）及び弁護士との再審請求の打合せを目的とする面会（処遇国賠打合せ目的を併有する面会を含む。）とする（以下「対象面会」という。）。

ただし、弁護士以外の者（通訳人は除く。）が同席する面会は、対象面会に含めない。

2 対象面会の実施時間について

平日の午前9時から午後5時までの時間内において実施する（午後零時から午後1時までを除く。）。

なお、他の面会の実施に支障が生じる場合には、この限りではない。

3 対象面会における職員の立会いについて

(1) 以下のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウ及びエのいずれにも該当する場合には、職員による立会いを行わない。

ア 再審請求に係る弁護人選任届が示されていること。

イ 当該死刑確定者が当該弁護士を再審請求弁護人に選任しようとする意向を明らかに有していること。

ウ 再審請求に関する面会の申出であること。

エ 死刑確定者又は再審請求弁護人から立会いのない面会の申出がなされていること（当該死刑確定者が職員の立会いを求めてきた場合を除く。）。

(2) 上記(1)ア又はイに該当せず、ウ及びエに該当する場合は、面会係が統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。）にその旨を報告し、第一統括が当該弁護士に対し、再審請求に係る弁護人選任届が示された後であれば立会いのない面会を実施する旨を当該弁護士に説明する。

- (3) 第一統括による説明後、当該弁護士が、立会いのある面会を行う旨申し出たときは、職員立会いの下で面会を実施し、説明後においても、当該弁護士が、立会いのない面会を希望するときは、第一統括は希望に応じられない旨当該弁護士に告知する。

なお、立会いのある面会を行った際、面会中に選任する意向が明らかになったときには、面会係は第一統括にその旨報告の上、当該面会を立会いのない面会に変更する。

- (4) 立会いのない面会により、当該死刑確定者が当該弁護士を介して他の者と連絡を図ろうとするなど、立会いをしないことを相当とする事情が具体的に認められる場合には、立会いのない面会を行わないほか、以下のいずれかに該当する場合にも、立会いのない面会を行わないこと。

ア 当該死刑確定者が、面会実施以前に自殺、自傷又は逃走を企図した経緯があり、立会いのない面会の実施によって同様の行為を行い、又はそれを阻止する機会を失わせるおそれが認められる場合、再審請求弁護人を介して刑事施設の職員等の個人情報入手して処遇の緩和を企てる場合など、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められる場合。

イ 当該死刑確定者が、再審請求弁護人との面会自体に否定的な意向を示していたり、立会いのある面会を希望しているなど、心情把握の必要性が高いと認められる場合。

4 対象面会開始後の対応について

- (1) 対象面会が立会面会であった場合、

- (2) 昼食時間帯及び午後5時以降に及ぶ面会延長は認めないので、対象面会が午前11時50分又は午後4時50分まで継続しているときは、面会係が第一統括にその旨を報告し、第一統括が午後零時又は午後5時に対象面会を中断又は終了させること。

5 面会室の混雑等による時間制限について

面会室の混雑等により他の面会の実施に支障が生じた場合には、第一統括の判断により、面会時間の制限を行い、面会係が、その旨を弁護士に告知すること。

なお、この場合においても、午後零時から午後1時まで及び午後5時以降の面会を行わせないこと。